

水害対策について

せんだって8月26日の夕刻発生したようなゲリラ豪雨と言われる、短時間に大量の雨が降り、それによって道路が冠水したり住宅地が浸水したりする状況が昨今増えています。かつてなかったような雨量が瞬間的に降るといった異常天候は全国的にも増えており、まさに地球高温化による影響であるとも言えます。

中でも住宅地の浸水は深刻であり、玄関前に常に土のうを置かなくてはならないとか、実際に何度か床下・床上浸水の被害に遭ったという土地も少なくありません。

実際、想定雨量をはるかに超える雨が降っているということもありますが、現在の貯水能力では受けとめきれないと言いながら放置しているのでは、住民の不安は取り除くことはできません。そこで、できる限りの方策に市として取り組んでいただきたいと思います。

(1) 500平方メートルに満たない小規模な開発の規制について

浸水原因の1つに乱開発による浸透能力の低下が挙げられます。実際500平方メートルに満たない小規模な開発や戸建て住宅の建設を規制する制度がないため、例えば規制逃れに開発予定地内を小規模に分割して第2期、第3期と分けて住宅を建設する業者があるようです。分割しても結局は大規模開発になるため、これらの面積を合算して必要な規制を適用すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、開発をするために道路を設置し、市に寄附採納し、それを公道にした上で道路沿いに小規模開発を繰り返し、結局大規模開発となるケースもあるようです。このような場合の本市の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

(2) 江川運動広場周辺地域

赤山・門下・安行慈林等では以前から水害問題が地域住民の大きな心の負担となっています。近隣の調節池が満水となってあふれてくるといことは、新たな調節池の設置や道路下の貯留管の設置が必要でないかという住民の声がありますが、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

また、調節池は、一度水がたまると水が引けた後もかなりの悪臭が漂います。江川運動広場には水がたまると泳いでいる子どもがあつたりしますが、危険であるので対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、子どもが遊ぶ遊具等やベンチなどの消毒等も十分に行なっていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 赤山・門下・安行慈林等の下水道整備

この地域では、下水道整備の遅れが目立ち、水害が起こるたびに浄化槽があふれ出るといった不衛生な状態が起こります。ようやく着手に至っているところもありますが、下水道整備計画について教えてください。

(4) 一級河川毛長川の整備状況について

我が会派の宇田川議員の尽力により、赤芝川が合流する江川や毛長川の排水機能を高めるべく、埼玉県と連携して毛長川流域の調節池の越流堤の高さを切り下げて早期に調節池

の機能が発揮できるようにする工事が完成しました。また、めがね橋の流量規制を緩和する工事をするとのことでした。

そこで、江川の下流域にあります毛長川の整備状況について伺います。

(5) 水害被害の税制上の取り扱いについて

雨水被害に対する補償については、現状では災害見舞金制度のみであります。現在の雨水被害の地域は、かつて被災することのなかった地域もあり、近年の集中豪雨もさることながら、今日の状況に至る過程で適切な対策を実施してこなかった行政の責任も大きいと考えます。

被災住民も納税をはじめ市民としての義務を果たしているのですから、少なくとも住民税の課税に際して被害金額の実損額、例えば浄化槽の修理代、畳替えの代金、エアコン室外機の修理代金などを控除するなど税制上の取り扱いについて御説明ください。

(6) 雨水被害への全庁的対策会議の開催状況と雨水の流出抑制を図る治水対策条例設置の検討について

本市では、雨水対策を行政の重要課題として関係部局の合同会議の場を設置したとのことですが、その開催状況と協議内容について御説明ください。

また、現在これらを所管しているのは災害対策室と伺っていますが、水害対策は本市にとって最重要課題であり、その財源を含めて全庁的に調整するプロジェクトチーム等の専門部署の創設も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、現在空き地を駐車場や資材置き場にする場合、個人住宅の建替えなどの場合には何ら規制する根拠法がなく、行政指導の対象になっていないことなど、雨水の流出抑制を図るためには、土地利用のあり方を含め、市民一人ひとりにも協力を仰ぐ条例の設置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、このような条例を設置している先例市があれば教えてください。質問いたします。

高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目、小規模に分割して開発を行う場合の規制についてでございますが、500平方メートル未満の小規模な開発につきましては、位置指定道路を利用する宅地について、雨水流出抑制施設の設置について行政指導を行なっているところでございます。

議員御指摘の小規模な開発の規制につきましては、都市計画法令、他市における運用状況、雨水対策、良質な宅地水準の確保などを勘案し、今後も引き続き研究を進めて参ります。

同じく2点目、開発をするために道路を築造し寄附することについてでございますが、本年9月1日、道路敷寄附要綱の改正を行い、原則として築造後1年以内の道路及び専ら沿線の住民にしか利用されない道路につきましては寄附を受けないことといたしましたので、今後、議員御指摘のような開発は抑制されるものと考えてございます。

以上でございます。

橋口純一建設部長 御答弁申し上げます。

(2)の1点目、新たな調節池の設置についてでございますが、赤山・門下・安行慈林の地域につきましては、その下流にあたる毛長川への流下量を増やし浸水被害の軽減が図れるよう、現在前野宿川調節池の整備を進めているところでございます。その貯留量は、計画貯留量5万600立方メートルに対しまして現在約41パーセントの2万700立方メートルとなっております。

なお、新たな調節池の設置につきましては、現在、都市計画手続きが進められております（仮称）赤山歴史自然公園等の構想の中で検討されております。

続きまして、(4)についてでございますが、毛長川改修事業につきましては、東京都におきまして平成24年度の完成を目指し、都県境の舎人樋門付近の工事を行っており、あわせて浚渫を順次進めているところでございます。

一方、埼玉県におきましては、流下能力を向上させることを目的として、通称めがね橋と呼ばれております毛長1号橋の下に埋設され支障となっている径700ミリメートルの上水道管の移設方法を県企業局と現在調整中でございます。また、今年度の浚渫につきましては、堆積物による流水阻害箇所を調査確認し、浚渫土量約4,000立方メートルの工事を行う予定でございます。

以上でございます。

伊藤幸宏下水道部長 御答弁申し上げます。

同じく(2)の2点目、赤山・門下・安行慈林地内における道路下の貯留管の設置についてでございますが、近年の局地的な集中豪雨では降雨量も計画規模を上回ることから、下水道施設の排水能力を超えた結果、浸水被害が生じている状況でございます。

浸水の軽減には、貯留施設の設置も有効な対策と認識しておりますが、道路下に貯留管を設置することは、当該地区の道路幅員が比較的狭く地下埋設物が輻輳していることから、必要な貯留量を期待できない状況でございます。

今後は、関係部局と協議を行いながら、浸水被害の軽減のため、多面的な方策を検討して参りたいと存じます。

次に、(3)の下水道整備計画でございますが、下水道は公衆衛生の向上に寄与する重要な都市基盤でございます。

御質問の赤山・安行慈林地域の市街化区域における平成22年度末の下水道処理人口普及率は、赤山15.4パーセント、安行慈林43.1パーセントでございます。本年度、江川運動広場西側周辺や慈林小学校北側周辺の整備を図っており、今後も引き続き整備促進に努めて参りたいと存じます。

また、門下地域の整備につきましては、新郷地区から毎年首都高速川口線沿いに布設している汚水幹線を延伸し接続する計画であります。

なお、汚水幹線は今年度赤芝川調整池まで整備を予定しており、今後早期に普及できるよう努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

江連保明教育総務部長 御答弁申し上げます。

(2)の3点目でございますが、江川運動広場の水害時における安全対策につきましては、現地の管理員により大雨や洪水情報時には流入の時期を判断し、利用者への注意の喚起や避難誘導に努めております。また、貯留した場合には、人が入らないよう巡回するとともに、駐車場を封鎖しております。

今後も安全対策の充実に向け、河川管理者と協議して参りたいと存じます。

また、消毒につきましては、水が引けた後の清掃を行う際にあわせて実施して参りたいと存じます。

以上でございます。

渡辺正之理財部長 (5) 水害被害の税制上の取り扱いについてでございますが、集中豪雨などにより生じた被害額につきましては、所得税法及び地方税法の規定により雑損控除の適用を受けることができます。水害の実損害額から保険による補てん額及び総所得金額の合計額の10分の1を差し引いた額もしくは災害復旧に要した費用から5万円を引いた額のいずれか多いほうの額が雑損控除額となるところでございます。

被害を受けた翌年の確定申告提出時期に所轄の税務署等で相談・申告を受け付けているところでございます。

以上でございます。

高田勝総務部長 御答弁申し上げます。

(6)の雨水被害への全庁的対策会議の開催状況と雨水の流出抑制を図る治水対策条例の設置の検討についてでございますが、まず開催状況については、本年2月と雨季前の5月におきまして、雨水対策調整会議を開催いたしました。会議の内容といたしましては、全庁的な取り組みとして、各課の対策の調整とそれから雨水対策の方針や対応策の共有化を協議して参りました。

また、プロジェクトチーム的専門部署との御提案でございますが、現在、総務部長を座長として、その雨水対策調整会議を設置しておりますので、今後もこの会議におきましてさらなる検討を重ね、条例の制定など雨水被害への対応策を検討して参りたいと思っております。

次に、条例制定の先例市につきましては、金沢市における「総合治水対策の推進に関する条例」がございます。市民、事業者、行政が協働で取り組む総合治水対策が想定されているところでございます。

以上でございます。

昨日の吉田議員の質問にもございましたが、頻繁に起こる本市の水害は大変深刻です。行政だけに責任を負うものではなく、市民にも本市の地形的な問題に理解を示していただいで協力していただけるように早期の条例の策定を要望いたします。